

	休暇名	休暇内容	有給・無給	妊娠中	産前8週間	出産	産後8週間	0歳	1歳	～	3歳	～	小1	～	小3	～	小6	
 女性職員	保健指導や健康診査を受けるための休暇	母子保健法に基づく保健指導や健康診査を受けるとき	有給	→				→										
	通勤緩和のための休暇	通勤混雑で母体や胎児の健康保持に影響があると認められるとき（1日1時間以内）	有給	→														
	妊娠障害のため勤務困難な場合の休暇	つわりなどのために勤務することが難しいとき（14日以内）	有給	→														
	産前休暇	8週間（多胎妊娠は14週間）以内に出産するとき	有給		→													
	産後休暇	出産した場合、出産の日の翌日から8週間	有給				→											
 男性職員	出産補助休暇	配偶者の出産に伴う入院・退院の付き添いなどを行うとき(3日)	有給			→ 配偶者の出産前後												
	男性の育児参加休暇	配偶者が出産する際に子ども（小学校就学時前の子）を養育するとき（5日）	有給		→													
 男性職員 女性職員	育児休業	子どもを養育するため、一定期間休業するとき	無給 (※)					→										
	育児時間休暇	子どもを育てるため、1日を通じて90分まで必要と認める時間（1日2回まで、1回30分～90分）	有給						→ 育児休業終了後									
	育児短時間勤務	子どもを養育するため、週38時間45分より短い勤務時間で勤務することができるもの (あらかじめ定められた勤務形態から選択)	一部を減給							→ 育児休業終了後								
	部分休業	子どもを養育するため、勤務時間の始め又は終わりで、1日あたり2時間以内を勤務しないことができるもの	一部を減給							→ 育児休業終了後								
	早出・遅出勤務	育児中の職員が早出又は遅出勤務ができるもの (あらかじめ定められた勤務時間から選択)								→ 育児休業終了後								
	休憩時間の特例	子どもを養育するため、休憩時間を45分（12:00～12:45）に短縮し、勤務時間を午後5時00分までとするもの								→ 育児休業終了後(送迎のために居住地以外へ赴く場合は、小学校就学中まで)								
	子の看護休暇	子どもを看護（発熱、予防接種など）するとき (子ども1人…5日以内、子ども2人以上…10日以内)	有給							→ 育児休業終了後								

※育児休業期間中は、原則子どもが1歳になるまでは共済組合から育児休業手当金の支給があります。